

2020 年 4 月 1 日改定

2021 年 4 月 1 日改定

2022 年 4 月 1 日改定

2023 年 5 月 1 日改定

2024 年 4 月 1 日改定

2025 年 10 月 1 日改定

2026 年 6 月 1 日改定

重要事項説明書

居宅介護支援事業

医療法人社団 創生会

町田病院指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書（居宅介護支援事業用）

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)」台条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 創生会
代表者氏名	理事長 上田 雅道
所在地 (連絡先)	〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河慶徳 27 番地 1 電話 0 1 9 7－2 4－4 1 4 8 FAX 0 1 9 7－2 2－5 4 4 1

2 居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業者名称	町田病院指定居宅介護支援事業所
介護保険指定事業者 番号	町田市指定 1 3 7 3 2 0 5 8 1 2
事業所所在地	〒194-0037 町田市木曽西 4－1 2－2 2 KISO コミュニティーベース
連絡先	電話 0 4 2－7 9 4－6 5 7 3 FAX 0 4 2－7 9 4－6 1 0 3
事業の実施地域	町田市 相模原市

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	本事業は、要介護者等からの相談に応じ、本人や家族の意向等に基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
-------	---

(3)事業所窓口の営業及び営業時間

営業日	月曜～金曜日 (土曜、日曜、祝祭日、12月30日～1月3日は休業日とさせていただきます。)
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
＊電話等により常時、相談対応が可能な連絡体制を行います。	

(4)事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 くわばらけんいち 栗原健一
---------	-------------------------------------

職種	職務内容	人員数
介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。	3名以上
事務員	居宅介護支援事業に伴う事務を行う	1名

3 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

- (1) **利用料金**：要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し保険料の滞納等により、保険給付金が事業者を支払わない場合、サービス利用料の全額（10割）を要介護度に応じてお支払い頂き、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日各市町村の介護保険課に提出しますと、全額払い戻されます。
- (2) **交通費**：前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、交通費の実費が必要な場合があります。

4 運営についての留意事項

(1)利用者及びその家族に関する個人情報の保護について

事業者及び事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この個人情報を守秘する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 事故発生時の対応について

事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任範囲において損害を賠償致します。事故発生時には、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

5 居宅介護支援サービスの内容について

アセスメント (情報収集)	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族との面談により利用者の心身の状況や生活環境、立場等の理解と課題の把握に努めます。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、当該地域に於ける介護サービス事業者等の情報を提供し、利用開始に向けての調整を行います。
ケアプラン作成	介護保険サービスを利用するためのケアプラン原案を作成します。
サービス担当者会議	医療、介護サービス事業者が集まりケアプランの内容について話し合います。利用者がケアプラン同意後に介護保険サービスが開始できます。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、サービスの利用状況や利用者の生活状況について確認します。 また、初回以降はオンラインでのモニタリングも条件により可能となっています。
給付管理	介護保険サービス利用後、内容に基づき1ヶ月間の給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に保険給付請求を行います。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の介護認定の更新申請や、状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう支援します。利用者が希望する場合は事業者による申請代行が可能です。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活困難となった場合や介護保険施設等への入所を希望した場合、関係する情報を提供します。

※モニタリング(オンライン)についての留意事項

令和6年4月1日より利用者から同意を得た際に実施可能です。

【実施条件】

- 少なくとも2月に1回は利用者宅を訪問しての面接を行うこと
- オンラインモニタリングの実施に関して、主治医及び関係サービス事業所の同意を得ていること
- 画面越しで確認が困難な情報は各サービス事業所の担当者からの情報提供により補完すること
- 心身の状況及び家族状況・住環境・サービスの利用状況に関して大きな変化がないこと

【実施環境】

オンラインモニタリングに使用するサービス・接続先情報等は別途担当介護支援専門員より案内させていただきます。使用ツールには「LINE電話」「ZOOM」等があります。尚、オンラインモニタリングの実施にあたっては以下のガイドラインを遵守し、個人情報の適切な保護に努めます。

- 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

6 サービス内容に関する相談・苦情について

【事業者の窓口】 町田病院指定居宅介護支援事業所 管理者 栗原健一	所在地 町田市木曽西4-12-22 KISO コミュニティーベース 電話番号 042-794-6573 FAX 番号 042-794-6103 受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日除く）
【市町村の窓口】 町田市在住の方 いきいき生活部介護保険課 給付係	所在地 町田市森野2-2-22 電話番号 042-724-4366 FAX 番号 050-3101-6664 受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日除く）
相模原市在住の方 相模原市福祉基盤課 高齢指定・指導班	所在地 相模原市中央区中央2-11-15 電話番号 042-769-9226 FAX 番号 042-759-4395 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口の専用番号	電話番号 03-6238-0177 FAX 番号 03-6238-0022

7 サービスの選択と同意

- ・利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来る事、利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するような事や、利用者の選択を求める事なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示する事はいたしません。

8 第三者評価の実施状況

令和6年4月時点で第三者評価による評価はありません。

- ・「第三者評価実施の有無」
- ・「実施した直近の年月日」
- ・「実施した評価機関の名称」
- ・「評価結果の開示状況」

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

10 虐待の防止のための措置

1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

12 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

13 身体拘束

事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------------------

上記内容について「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河慶徳 27 番地 1
	法人名	医療法人社団 創生会
	代表者名	理事長 上田 雅道
	事業所名	町田病院指定居宅介護支援事業所
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所
	氏名

代理人	住所
	氏名 (続柄)

ご家族	住所
	氏名 (続柄)